

○たつの市国民宿舎事業条例

平成17年10月1日

条例第196号

改正 平成26年3月27日条例第11号

平成26年6月27日条例第17号

平成27年3月27日条例第24号

令和元年12月27日条例第35号

令和6年3月25日条例第3号

(設置)

第1条 国民の保健休養の利便を図るため、国民宿舎事業を設置する。

(名称及び位置)

第2条 国民宿舎事業の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国民宿舎赤とんぼ荘	たつの市龍野町日山463番地2
国民宿舎志んぐ荘	たつの市新宮町新宮1093番地

(経営の基本及び施設)

第3条 国民宿舎事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 営業科目は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊、休憩及び入浴
- (2) 総合結婚式場
- (3) 食堂及び売店
- (4) その他営業に関連する事項

3 経営規模は、次のとおりとする。

名称	宿泊人員	休憩人員
国民宿舎赤とんぼ荘	183人	500人
国民宿舎志んぐ荘	333人	1,000人

(資本剰余金の処分等)

第4条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、欠損金を埋め、又は資本金に組み入れるために処分することができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない国民宿舎事業の用に供する資産

の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 国民宿舎事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（指定管理者による管理）

第8条 国民宿舎の管理及び運営に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国民宿舎の維持管理に関する業務
- (2) 国民宿舎の利用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金）

第10条 市長は、第8条の規定により国民宿舎の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合においては、国民宿舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の利用料金の額は、たつの市国民宿舎使用料徴収条例（平成17年条例第197号）第2条に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日条例第35号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。